

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

連休中の救急医療はこちらへ

病院受診に持っていくもの

健康保険証、医療証（高齢受給者・ひとり親・子ども・障がい者）、または診療依頼書（生活保護世帯）、普段飲んでる薬（おくすり手帳）。乳幼児の場合は追加で、母子健康手帳、紙おむつ、哺乳瓶、タオルなど

●内科と小児科

▽とき 5月3日（日）～5日（金）
午前9時～正午（受け付けは午前11時30分まで）、午後1時～5時（受け付けは午後4時30分まで）

▽ところ 遠賀中間休日急病センター（遠賀町大字尾崎おんが病院内 ☎282・9919）
※乳幼児の診療は、専門外の医師が担当する場合があります。必ず電話で問い合わせてください。

●歯科

▽とき 午前10時～午後5時
▽当番医院 5月3日（日）・日高里史歯科医院（中間市小田ヶ浦 ☎244・9055）、4日（月）・鶴田歯科医院（水巻町

二西 ☎202・5256）、

5日（金）・松本歯科医院（遠賀町浅木 ☎293・2145）
※受診前に当番医院に電話で問い合わせてください。

●電話での問い合わせ制度

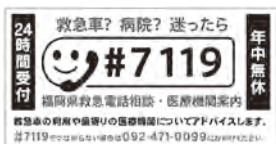
夜間の急な病気などに適切な助言を行います。

▽相談時間 月曜日～土曜日・午後6時～10時、日祝日・午後5時～10時
▽電話番号 ☎282・9919

●救急車？病院？迷ったら！

#7119

看護師が24時間365日体制でアドバイスします。また、最寄りの医療機関の案内も行います。
※重症時は迷わず119番へ連絡してください。



▽とき 24時間年中無休
▽電話番号 #7119

または、☎（092）471・0099（福岡県救急医療情報センター）

●小児救急医療電話相談

子どもの急な病気やケガで心配なときに相談してください。

▽とき 平日午後7時～翌日午前7時、土曜日正午～翌日午前7時、日曜日正午～翌日午前7時

▽電話番号 ☎#8000または、☎（092）731・4119（福岡県小児救急医療電話相談）

●Q助（全国版救急受診アプリ）

急な病気やけがをしたとき、該当する症状を画面上で選択していくと、緊急度に応じた適切な対応が表示されます。事前にダウンロードしておく、安心です。

町ホームページ



Q助ホームページ



町のホームページに詳しい情報を掲載しています。不明な点があれば、健康づくり係まで問い合わせてください。

▽問い合わせ 健康づくり係
☎223・3533

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

▶ 問い合わせ 保険年金係 (☎ 2 2 3 - 3 5 3 2) または、
後期高齢者医療お問い合わせセンター (☎ (092) 6 5 1 - 3 1 1 1)

◆保険料額の算出方法

個人ごとの保険料額は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等(※注1)に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

保険料額 (年額) (10円未満切り捨て)	=	均等割額 5万6435円	+	所得割額 [総所得金額等(※注1) - 43万円(※注2)] × 10.54% (所得割率)
------------------------------------	---	------------------------	---	---

※注1 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

※注2 合計所得金額が2400万円を超える場合は金額が異なります。

◆令和5年度の保険料軽減措置

○世帯の所得状況に応じて、**均等割額**が軽減されます。

均等割額 軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	対象者の所得要件 (同一世帯(※注3)内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額(※注4)の合計額)
7割軽減	1万6930円	43万円(基礎控除額) + 10万円×(給与所得者等の数－1)(※注5)以下
5割軽減	2万8217円	43万円+ 29万円×被保険者数 + 10万円×(給与所得者等の数－1)(※注5)以下
2割軽減	4万5148円	43万円+ 53万5000円×被保険者数 + 10万円×(給与所得者等の数－1)(※注5)以下

※注3 「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)の世帯が基準となります。

※注4 「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、満65歳以上の人の公的年金はさらに15万円を控除して計算するなど、例外があります。

※注5 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得がある場合に適用されます。

○後期高齢者医療制度に加入する前日まで**社会保険(※注6)の被扶養者**だった人

均等割額が5割軽減(※注7)(所得割額はかかりません)	軽減後の保険料 年額2万8217円
-----------------------------	----------------------

※注6 社会保険とは、協会けんぽ(全国健康保険協会管掌保険)、組合管掌保険、船員保険、共済組合などのことです。国民健康保険、国民健康保険組合は該当しません。

※注7 均等割額が7割軽減に該当する人は、7割軽減が優先されます。

◆保険料額の通知

保険料額の詳細は、7月に送付予定の「令和5年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

広告

うちの子「結婚」しないのかしら?
独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、
プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎093-967-0555

結婚相談所ムスベル

B型肝炎 給付金に 無料個別相談会

5/19 なかまハーモニーホール
5/27 北九州市立総合農事センター
5/20 北九州市ウェルとばた
5/28 北九州市小倉北区
5/26 黒崎びびしんホール

完全予約制 ☎ 0120-013-621
(ご予約受付時間)
平日9:00~18:00
個別相談なので、他の方と話を
合わせることはございません。

対症薬 昭和16年7月2日~ ※ご遺族の方も給付金請求
昭和63年1月27日までできます

給付金 50万円~3,600万円
※病態に応じて給付金等の
内容が異なります

併行申請 着手金・相談料 無料
成功報酬制
※訴訟実費別途

弁護士法人弁護士 粟庭亨一「あいばこういち」東京弁護士会所属 登録番号35029
プレシャス総合法律会計事務所 ☎TEL 03-5363-6333
東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A [営業時間] 平日9:00~18:00 ☐FAX 03-5363-6334

広告



新型コロナウイルスの感染拡大の状況などによって、掲載の催しなどは、変更・中止となる場合があります。

健康・子育て

後期高齢者医療制度の健診

福岡県後期高齢者医療広域連合では、次の健診を行っています。

健康診査

生活習慣病の発症や重症化の予防などを目的とした健康診査

▽対象 福岡県後期高齢者医療制度の被保険者（長期入院中、施設入所中などの人を除く）

▽受診票の発送 4月下旬

※今年度75歳になる人には、誕生月の10日ごろに受診票を送付します。誕生日以降に受診してください。

▽受診方法 実施医療機関に予約のうえ受診してください。

▽受診期間 令和6年3月31日回

▽受診料 自己負担金500円

歯科健診

口腔機能低下や肺炎などの疾病を予防するための歯科健診

▽対象 令和5年度に76歳～80歳になる福岡県後期高齢者医療制

度の被保険者（長期入院中、施設入所中などの人を除く）

▽受診券の発送 5月下旬

▽受診方法 実施医療機関に予約のうえ受診してください。

▽受診期間 6月1日～12月31日回

▽受診料 自己負担金300円

【共通事項】

▽受診に必要なもの 保険証またはマイナンバーカード、受診票または受診券

※マイナンバーカードは、健康保険証利用の申し込みをすると被保険者証として利用できます（マイナンバーカードの被保険者証利用に対応する医療機関に限りです）。

▽問い合わせ 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター（☎へ092）651・3111）

児童扶養手当制度を知っていますか

児童扶養手当制度は、離婚や死別などの事情によって児童を養育するひとり親などに対して手当を支給する制度です。

▽対象 離婚をして児童を養育するひとり親、両親が死別して児童を養育する祖父母、未婚の母

などで、18歳になった年の年度末（3月31日）までの児童を養育する人

▽支給月額

①児童1人の場合 4万4140円

②児童2人以上の加算額 2人目1万4200円、3人目6250円

※請求者や同居の扶養義務者の所得額により減額または支給停止となる場合があります。

▽申請に必要なもの

①請求者と対象児童の戸籍謄本

②請求者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード

③請求者名義の通帳またはキャッシュカード

④そのほか家庭の状況などによっては、別途書類などが必要な場合があります。

▽申請が済んでいる人 婚姻（事実婚を含む）などで資格がなくなったときや住所・氏名・支払金融機関が変わったときなど、

受給後に状況が変わった場合は、14日以内に届出が必要です。

▽公的年金等を受給している人

①障害基礎年金等を受給している人は、児童扶養手当の額が障害基礎年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できます。

②障害基礎年金以外の公的年金

等（遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給している人は、児童扶養手当の額が公的年金等の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できます。

※制度の詳しい内容などは問い合わせてください。

▽問い合わせ 子育て支援係（☎223・3537）

新型コロナウイルスワクチン予約受付ダイヤルを再開します

3月31日昼に閉鎖した、新型コロナウイルスワクチン接種予約受付ダイヤルを再開しています。なお、5月3日～7日は休みです。

▽新型コロナウイルスワクチン接種予約受付ダイヤル（☎223・3008）

みんなで元気になるようや！講座「町内をウォーキング」

運動不足の解消や生活習慣の改善にウォーキングを取り入れてみませんか。みんなで1万歩めざして歩いてみましょう。

▽とき 5月30日（木）午前9時30分（9時15分から受け付け）～正午

▽ところ 中央公民館4階

▽対象 町内に住んでいる人

掲載の催しなどは、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によって、変更・中止となる場合があります。

たんぽぽコーナー

対象は、就学前の子どもと保護者です。
●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター「たんぽぽ」(☎221-2567)

5月の日曜開館日 7日・21日

♥にこにこ絵本

▷とき 5月8日(日)・午前11時～11時30分

♥親子教室「親子エアロビ」(10組限定)

▷とき 5月11日(日)・午前10時～11時

※4月27日(日)から予約開始

▷持ってくるもの 汗拭き用タオル・水分補給の飲み物

※イベントのため、午前中の中入館は予約者のみ

♥絵本タイム

▷とき 5月19日(日)・午前11時～11時30分

♥ベビーマッサージ (10組限定)

▷とき 5月23日(日)・午前10時～11時

※5月9日(日)から予約開始

▷持ってくるもの バスタオル・水分補給の飲み物

※イベントのため、午前中の中入館は予約者のみ

♥育児相談

【たんぽぽ相談】保健師・栄養士による相談

▷とき 5月9日(日)・午前10時～正午

▷持ってくるもの 母子健康手帳、あしやすくすくファイル

※町外の人も相談できます(予約不要)。

【ほほえみ相談】小児専門の臨床心理士による相談

▷とき 5月10日(日)・午前10時～正午

※町内に住んでいる人のみ予約できます。

【離乳食の日】栄養士による栄養指導と進め方相談

5月の相談日はありませんが、気になることがあれば、気軽に電話してください。

※次回は、6月13日(日)です。

みんな来てね、出前たんぽぽ広場

▷とき 5月17日(日)・午前10時～正午

▷ところ 山鹿公民館

※たんぽぽスタッフが絵本やおもちゃを用意して待っています。

▽とき 5月25日(日)・午後0時50分～3時50分



私もできる、ボランティア成分献血にご協力ください

▽申し込み 5月26日(日)までに、健康づくり係(☎223-3533)へ

▽定員 15人
▽参加費 無料
▽持ってくるもの 健診結果表、筆記用具、水分補給の飲み物、動きやすい服装

▽申し込み 5月18日(日)までに、健康づくり係(☎223-3533)へ

※献血可能日を献血カードで確認してください。

▽内容 成分献血(血小板・血しょう) 18～69歳、女性は18～54歳。血しょう成分献血は18～69歳。ただし、65歳以上の献血は、60～64歳の間に献血をしたことがある人。いずれも体重が45kg以上の人

※役場玄関前に集合後、マイクروبাসで送迎します。
ローバー(八幡西区西曲里町)

幼稚園・保育所・認定こども園 園開放日 5月～6月



新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、園開放を中止している園もあります。

※日程は天候などで変更になる場合があります。また、事前に電話予約が必要なものもあります。申し込みや問い合わせは、直接、各園にしてください。

●認定こども園 芦屋中央幼稚園 (☎222-0327)

とき	内容
6月12日(日) (10:00～11:30)	「プロ講師」による体育あそび 全身を使って楽しく遊ぼう(親子20組)

●愛生幼稚園 (☎223-0358)

とき	内容
5月18日(日) (10:00～11:30)	はじめましてようちえん
6月15日(日) (10:00～11:30)	夏の遊びを楽しもう



いきいき昼食会（講話）に参加しませんか

介護予防のひとつである口腔ケアと栄養バランスのとれた食事のことを学ぶ講話です。

※口腔ケアとは、口の中を清潔にして、全身の健康を保つ方法のことです。

※試食品（芦屋町食生活改善推進会が調理したもの）を提供します。

※試食品は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、その場で食わずに持ち帰ってください。

▽とき 6月8日（日）午前10時～（9時30分から受け付け）～11時

▽ところ 中央公民館4階

▽定員 15人

▽参加費 350円（当日持参）

▽申し込み 5月26日（金）までに高齢者支援係（☎2223・3536）へ

手話奉仕員養成講座（基礎課程）

遠賀郡4町と中間市の合同で手話奉仕員養成講座を行います。

聴覚障がいや聴覚障がいの生活への理解を深め、日常生活に必要な手話の表現技術を習得します。

▽とき 6月28日～12月20日の毎週

成年後見制度と無料相談

●成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人は、金銭の管理がうまくできなくなったり、悪質な訪問販売で必要のない物を買わされたりするなどの問題が出てくる場合があります。成年後見制度は、このような人の権利や財産を守る制度です。

成年後見制度には

「任意後見」と「法定後見」があります

- 「任意後見」は、本人に判断能力があるうちに財産管理や契約などを支援する任意後見人を選んで契約で決めておく制度です。
- 「法定後見」は、本人の判断能力が不十分になった後に家庭裁判所によって成年後見人などが選任される制度です。判断能力によって、「後見」「保佐」「補助」の3類型があります。

成年後見人などが本人の利益を考えながら、代理で契約などの法律行為をしたり、不利益な法律行為を後から取り消したりすることができます。

●成年後見制度に関する無料電話相談

遠賀郡3町（芦屋町・岡垣町・遠賀町）は「北九州市成年後見支援センター」と連携し、成年後見制度に関する相談体制を整えています。

▷受付時間 午前9時～午後5時

※土日祝・年末年始は休み

▷対象 町内に住んでいる人とその家族や関係者

▷利用方法 電話または面談

▷問い合わせ 北九州市成年後見支援センター（戸畑区汐井町ウェルとばた3階）（☎882-9123）

●成年後見制度無料出張相談

芦屋町・岡垣町・遠賀町に住んでいる人は、すべての会場で相談できます。

無料出張相談では、北九州市成年後見支援センターの職員（社会福祉士など）が相談に応じます。

令和5年度の相談日程

とき	ところ
5月24日（日） 11月22日（日）	遠賀町中央公民館 （遠賀町今古賀）
申込先：遠賀町地域包括支援センター ☎293-1293	
7月26日（日） 令和6年1月24日（日）	芦屋町役場 （芦屋町幸町）
申込先：芦屋町地域包括支援センター ☎223-3581	
9月27日（日） 令和6年3月27日（日）	おかがき総合福祉 保健センターいこいの里 （岡垣町高倉）
申込先：岡垣町地域包括支援センター ☎282-1211	

▷対象 町内に住んでいる人とその家族や関係者

▷定員 各回3人（先着順）

※遠賀町での出張相談は、5月1日（日）から遠賀町地域包括支援センターで受け付けます。

※そのほかの受付開始日は、開催日前に広報あしやでお知らせします。

▷問い合わせ 芦屋町地域包括支援センター（福祉課内）（☎223-3581）

水曜日（祝日と8月16日を除く全25回）・午後7時～9時

▽ところ いこいの里 団体研修室（岡垣町高倉）

▽対象 遠賀郡・中間市内に住んでいる、または勤めている人で、入門過程修了者

※入門過程未修了の人は相談してください。

▽内容 手話奉仕員養成カリキュラムの基礎課程

▽定員 20人程度

▽費用 テキスト代3300円

※テキストを持っている人はテキスト代は不要です。

▽申し込み 5月31日頃までに、障がい者・生活支援係（☎223・3530）へ

人権生活相談

人権に関することや生活、就職、進学などの相談に応じています。

【定例相談】

◎5月11日 困⇨土肥孝明相談員

◎5月25日 困⇨橋本求相談員

※時間は、いずれも午後2時～4時

▽ところ 芦屋東公民館

【定例日以外】直接、相談員に連絡してください。
◎土肥相談員（浜口町4番12号 ☎222・0044）

◎橋本相談員（幸町8番18号 ☎23・3203）

全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談

全国人権擁護委員連合会は、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、毎年、全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権生活相談を開設しています。

人権擁護委員は、国民の皆さんが人として幸せな毎日を送っていくための権利（人権）が侵害されないよう常に注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、被害救済のため速やかに適切な処置をとり、また、人権の大切さについての理解を深めてもらうための活動にも努めています。

人権擁護委員は、あなたの身近な相談パートナーとして、家庭内の悩みや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの相談に応じています。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、気軽に相談してください。

▽とき 6月1日 困・午前10時～午後3時

▽ところ 遠賀町中央公民館（遠賀町今古賀）

▽問い合わせ 福岡法務局北九州支局内 北九州人権擁護委員協議会（☎561・3545）

募集

体操ポーター養成講座の参加者募集

介護予防を目的に行っている自治区公民館体操の支援や教室運営を行うサポーターを養成する講座です。



サポーターに興味を持ってもらうため、令和5年度は内容を一新し、体操を中心に行います。簡単に自宅や自治区でも取り組めるような体操を学び、学んだことを地域の皆さんに伝えていきますか。

▽とき 5月26日、6月2日、9日、16日、23日、30日、7月7日、14日（全8回・いずれも金曜日）

午前10時～11時30分

▽ところ 中央公民館2階

▽内容 ストレッチ・筋力アップ体操、コグニサイズ（※）などの実技、高齢者の体や認知症、介護予防などの学習

※コグニサイズとは、運動や計算、しりとりなどを組み合わせた、認知症予防を目的とした取り組みです。

▽対象 自治区公民館体操やサロン活動に参加している人（予定者含む）

▽参加費 無料

▽定員 20人

▽持ってくるもの マスク、タオル、水分補給の飲み物、筆記用具、運動しやすい服装と靴（スニーカーなど）

▽申し込み 5月19日頃までに高齢者支援係（☎223・3536）へ

資源物回収活動の団体募集

芦屋町では、資源物の集団回収を継続的に行っていて、営利を目的としない団体に奨励金を交付しています。町内で資源物の集団回収を行っている団体は活用してください。

※奨励金の交付には団体登録が必要です。

▽対象品目 新聞紙、雑誌（雑紙含む）、ダンボールなどの紙類（牛乳パックなども可）、布類、古鉄、アルミ製品などの金属類、あき缶、ビン、家庭用食用油

※キログラム、リットルで表示できるものに限ります（ピンは本数）。

▽団体登録受付期間 5月8日～31日 困・午後5時15分まで

※登録書類は環境住宅課窓口にあります。

▽問い合わせ 環境・公園係（23・3538）



募集

令和5年度第1回
県営住宅の入居者募集

▽募集住宅 県内に所在する県営

住宅（詳細は募集案内に記載）

▽募集案内配布期間 5月30日

～6月14日

※募集案内は環境住宅課窓口にあ

ります。

▽受付期間 6月6日～14日

▽申し込み・問い合わせ 福岡県

住宅供給公社県営住宅管理部管

理課（☎（092）781・8

029）

お知らせ

春の交通安全運動

5月11日～20日

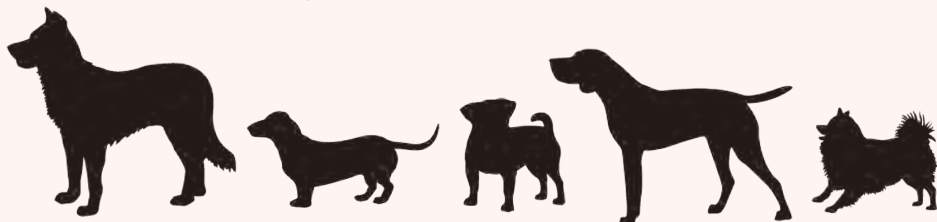
一人一人に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止を徹底するため、県下一斉に交通安全運動を行います。一人一人が交通ルールや交通マナーを守ることの大切さを理解し、自分の命は自分で守る意識を身につけましょう。

【重点項目】

●こどもを始めとする歩行者の安全確保



犬の狂犬病予防注射と登録を忘れずに！



令和5年度の狂犬病予防集合注射と犬の登録を行います。

▷予防注射

狂犬病予防法により、生後91日以上の飼い犬の狂犬病の予防注射を右記の日程で行いますので、必ず受けさせてください。

●費用 3150円（注射手数料2600円と注射済票交付手数料550円）

●注射には、犬の取り扱いと問診への回答が十分できる人が来てください。なお、犬を制御できない場合は、注射することはできません。

※動物病院で受ける人は、注射後、注射済票交付の手続きを役場で行ってください。

▷登録

狂犬病予防法により、犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合は生後90日を経過した日）から30日以内に犬の登録をしなければなりません。

●費用 3000円

※飼い犬が死んだ場合などは、登録抹消の手続きを役場で行ってください。

	とき	ところ
5月16日	午後1時20分～1時40分	粟屋公民館
	午後1時55分～2時15分	浜口町公民館
	午後2時30分～3時00分	役場衛生倉庫前
5月17日	午前10時00分～10時10分	高浜町公民館
	午前10時25分～10時45分	町民会館前
	午前11時00分～11時20分	柏原公民館
	午前11時35分～11時45分	山鹿公民館
	午後1時20分～1時30分	大君公民館
	午後1時45分～2時5分	花美坂公民館
	午後2時20分～2時30分	東町公民館（祇園町）
5月18日	午前10時00分～10時10分	はまゆう公民館
	午前10時25分～10時35分	田屋公民館
	午前10時50分～11時00分	江川台公民館
	午前11時15分～11時35分	役場衛生倉庫前

※狂犬病予防注射済票は、必ず首輪につけましょう。

※愛犬のフンは、放置しないでその場で片付けてください。

▷問い合わせ 環境・公園係（☎223-3538）

●横断歩行者事故等の防止と安全
運転意識の向上

●自転車ヘルメット着用と交通
ルール遵守の徹底

●飲酒運転の撲滅

【自転車を利用していらっしゃる皆さんへ】

令和5年4月1日から全ての自
転車利用者のヘルメット着用が努
力義務となりました。

自転車事故で死亡した人の約6
割が頭部に致命傷を負ったことが
原因で、ヘルメットを着用するこ
とで致死率が4分の1に下がります。
大切な命を守るため、自転車
を利用するときは、ヘルメットを
着用しましょう。

▽問い合わせ 地域振興・交通係
(☎223・3539)

芦屋タウンバスに
「バス予報」を導入します

4月28日頃から、芦屋タウンバ
スで、バスロケーションシステム
「バス予報」を導入します。バス予
報を利用すると、バスの現在地や
遅延などの運行状況、緊急時のお
知らせを、スマート
フォンなどで確認で
きます。利用してく
ださい。



バス予報
ホームページ

▽問い合わせ 地域振興・交通係
(☎223・3539)

自動車税の納付期限は
5月31日(水)です

自動車税は、毎年4月
1日現在の自動車の所有
者に課税されます。必ず
期限内に納めましょう。



▽納付方法

【手数料無料の方法】

●スマートフォンなどで納税通知
書のバーコードを読み込み、ア
プリを利用して納付

●県税事務所、銀行、郵便局、指
定のコンビニエンスストアなど
の窓口で納付

【手数料が必要な方法】

●インターネットを利用して、クレ
ジットカードやPay-easy（イン
ターネットバンキング）で納付

▽注意事項

住所変更などで納税通知書が届
かないときは、県税事務所に問い
合わせてください。

自動車を買った人で、下取
りなどに出した車の納税通知書が
届いた場合は、3月末までに廃車
（抹消登録）または名義変更（移転
登録）の手続きが済んでいない可能
性があります。手続きを依頼した
販売会社などに確認してください。

▽問い合わせ 福岡県北九州西県
税事務所 (☎662・9312)



軽自動車税（種別割）の納税通知書を発送します

▷問い合わせ 課税係 (☎223 - 3534)

軽自動車税（種別割）（以下、軽自動車税）は、
4月1日現在、バイクや軽四輪を所有している人に
課税されます。納税通知書を所有者に送付しますの
で、5月31日(水)までに納付してください。口座振
替の場合は、5月25日(金)に引き落とされます。

○軽自動車税の減免

障がい者本人や生計を一緒にする人が、軽自動車
を障がい者の通院などに使用する場合は、軽自動車
税が減免されます。

※一度申請した車両でも、毎年、申請が必要です。
※障がいの程度によって減免できない場合があります。
※減免を受けることができる台数は1台です（普通
自動車との併用で減免はできません）。

※令和5年度に軽自動車税の減免を受けた場合、年
度途中で普通自動車に変更しても、令和5年度中
の普通自動車での減免を受けることはできません。

▷申請期限 5月31日(水)

▷必要書類

- ①軽自動車税減免申請書（税務課にあります）
- ②軽自動車税納税通知書
- ③身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育

手帳・戦傷病者手帳

- ④減免申請車両を運転する人の運転免許証
- ⑤納税義務者の個人番号（マイナンバー）または
法人番号が分かるもの
- ⑥申請者の本人確認書類

マイナンバーの 確認書類	マイナンバーカードまたは 通知カード ^(※1) または マイナンバーが記載された住民票
申請者の身元 確認書類	運転免許証などの顔写真付き公的身 分証明書1点 ※顔写真なしの書類の場合は2点 (健康保険証、年金手帳など)

※1：通知カードは令和2年5月25日に廃止され
ていますが、記載された氏名・住所などが住民
票に記載されている内容と一致している場合に限り、
マイナンバーの確認書類として利用できます。
※マイナンバーカードを提示すれば、マイナンバー
の確認と本人確認がカード1枚でできます。
※代理人が申請する場合は、委任者のマイナンバー
の確認と代理人の本人確認と、委任状などが必要
です。



お知らせ

トルコ・シリア地震救援金を
受け付けています

2月6日に発生したトルコ南東部とシリア国境付近の地震災害による人道危機を受け、芦屋町では救援金を受け付けています。救援金は、日本赤十字社に送付します。皆さんのご協力をお願いします。

▽受付期限 5月31日迄

▽受付場所 役場1階総合案内、役場2階総務課窓口、総合体育館、芦屋町図書館、芦屋東公民館、山鹿公民館、芦屋釜の里、芦屋歴史の里

▽問い合わせ 庶務係（☎2223・3572）

募金のご協力をお願いします

1 日本赤十字募金

日本赤十字社

は、国内外で発生した自然災害の支援活動や救援物資



活動、国際救助活動など、さまざまな活動を行っています。皆さんからの寄付金で、医療救護班やこのケアチームを派遣し、地元
の自治体や赤十字ボランティアと

みんなのねんきん

年金を増やしませんか

●付加年金

国民年金定額保険料に付加保険料（月額400円）を上乗せして納めると、将来受け取る老齢基礎年金（原則65歳から受給可能）に付加年金が上乗せされます。付加年金の年額は、「200円×付加保険料納付月数」です。

※付加保険料を10年間納付した場合

- 付加保険料 400円×10年（120月）＝4万8000円
- 付加年金額 200円×10年（120月）＝2万4000円（上乗せされる年金の年額）

付加年金を2年間受け取ると、納付した付加保険料総額と同額になります。つまり、元金が返ってくる形になるので、老後により多く年金を受け取りたい人におすすめの制度です。

ただし、次の人は付加年金に加入できません。①第2号被保険者（会社員・公務員）②第3号被保険者（①に扶養されている配偶者）③国民年金基金に加入中の人④免除や猶予申請をしている人（免除・猶予申請を取り下げれば加入できます）⑤個人型確定拠出年金の掛金が6万8000円に達している人
※付加保険料の納付は、申し出をした月分からです。

●任意加入

60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間（10年）を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合で、厚生年金・共済組合に加入していないときは、60歳以降（申し出をした月以降）でも任意加入することができます。

ただし、任意加入により納付期間が40年間（480月）に達した場合は、その時点で任意加入被保険者の資格がなくなります。

また、受給権取得のため任意加入する場合は、任意加入することで受給権を取得できるのかどうか、年金事務所で確認してください（受給権取得のための任意加入期間最長10年）。

- 年金額を満額に近づけたい人は65歳までの間
- 受給資格を満たしていない人は70歳までの間（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限られます）

※保険料の納付方法は、原則として口座振替です。

▷申し込み 年金手帳と印かんと預金通帳を持って、保険年金係（☎223-3532）へ

▷問い合わせ 任意加入の納付期間確認⇒八幡年金事務所（☎631-7962）

協力しながら活動を行いました。また、ウクライナでの深刻な人道危機や自然災害による飢餓や生活困窮に苦しむ人たちの支援にも力を注いでいます。今年度も赤十字活動を支えるため、自治区などとおして募金をお願いしています。

2 更生保護募金

法務大臣の委嘱を受けた保護司の主な活動は、罪を犯した人たちの改善・更生を助け、再犯を防止することや、犯罪・非行の予防などに関することです。その保護司の活動費は皆さんからの寄付金や保護司が納める会費などによって運営されています。保護司の活動を支えるため、今年度も自治区などとおして募金をお願いしています。

【共通項目】

▽受付期間 5月1日(月)～6月30日(金)

▽募金方法

①自治区の区長や組長が各家庭を訪問して呼びかける募金

②役場1階総合案内に設置した募金箱への募金

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎2223・3530)

芦屋町の特産品を開発する人の補助制度を新設

町内に事業所があり、芦屋町の

特産品づくりに取り組む企業や団体、個人に補助金を交付する「芦屋町特産品開発支援事業補助金」制度を新設しました。

▽対象事業と補助金の額

①新商品開発支援事業Ⅱ新商品開発に関する事業で町が認めるものの・補助対象経費の3分の2以内の額で、60万円が上限

②既存商品開発事業Ⅱ外装デザインなどの改良で町が認めるもの・補助対象経費の3分の2以内の額で、30万円が上限

▽問い合わせ 商工観光係 (☎223・3542)

第64回遠賀郡民体育大会

芦屋町を代表して、郡民体育大会に出場しませんか。

▽とき 7月16日(日)・午前8時30分から総合開会式

▽ところ 芦屋町総合体育館(開会式終了後に郡内の各会場で競技が行われます)

※柔道・剣道競技は7月17日(月)に岡垣町町民武道場で行われます。

【水泳大会】

▽とき 7月2日(日)・

午前9時から開会式

▽ところ 水巻町総合運動公園プール



▽対象 少年の部(小学生～高校生)・一般の部(18歳以上)

▽種目 自由形・平泳ぎ・バタフライ・背泳ぎ(各50m)・リレー(各町対抗)

※本大会は福岡県民大会の選手選出予選会です。

▽申込期限 5月30日(火)

【陸上大会】

▽とき 7月30日

回・午前9時から開会式

▽ところ 芦屋町

総合運動公園中央グラウンド

▽種目 小学生男子・女子の部(100m・800m・4×100mリレー)

中学生男子・女子の部(100m・800m・1500m・4×100mリレー・走り幅跳び)

一般男女・壮年男女の部(100m・走り幅跳び)

青年男子の部(100m・400m・1500m・走り幅跳び)

青年女子の部(100m・200m・800m・走り幅跳び)

▽申込期限 6月16日(金)

【共通項目】

▽参加資格 5月1日以前から郡内に住民登録があるアマチュア競技者

▽申し込み・問い合わせ 芦屋町体育協会 (☎222・0188) ※申し込み用紙は体育協会にあります。

歴史探訪バスツアー「山と信仰」糸島・雷山

今回は、雷山

信仰の地、糸島の山側エリア

を、また、『平家物語』に登場

し、山鹿兵藤次秀遠とともに平家を支えた原田氏の関連史跡を巡ります。

▽とき 5月13日(日)・午前7時20分

分に役場玄関前集合

▽見学先 雷山千如寺大悲王院(糸島市雷山)ほか

▽対象 町内に住んでいるか勤務している人

※中学生以下は保護者同伴

▽定員 15人(事前申し込み先着順)

▽参加費 845円(資料代、保険料、入館料)

※別途、昼食代などが必要です。

▽事前研修(参加必須) 5月6日(日)・午前10時～11時

▽申し込み 4月26日(日)～30日(木)・午前9時～午後5時に芦屋歴史の里 (☎222・2555) へ



お知らせ

町の花壇を花でいっぱい
しませんか

町内の公共花壇
に夏の花（マリー
ゴールドなど）を
植えます。花植え
を手伝ってくれる
人を募集します。



▽とき 5月27日(土)・午前8時15
分から1時間程度
※雨天の場合は、5月28日(日)に延
期します。

▽申し込み 5月24日(木)までに環境
公園係(☎223・3538)へ
※道具などは役場で用意します。

ギャラリーあしや ワークショップ

「マスキングテープアート講座」
マスキングテープを切って、貼
って、クラージュのような絵を描
く講座です。

▽とき 5月28日(日)・午後1時
3時

▽ところ 中央公民館2階

▽対象 小学生以上(小学3年生
以下は保護者同伴)

▽定員 15人(事前申し込み先着順)
▽参加費 1000円(材料代)

夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で夜間飛行
訓練を行います。

【ジェット機】

▷とき 5月15日(日)・16日(月)の日没～午後9時
ごろ(予備日=17日(火)・18日(水)・19日(木)・
22日(日)・23日(月))

【救難ヘリコプター・救難捜索機】

▷とき 毎週(日)・(月)の日没～午後9時ごろ
※天候不良の場合(火)・(水)・(木)が予備日です。
▷問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室
(☎223・0981内線254)

除菌効果が期待できる 酸性電解水を無償配布中

新型コロナウイルス感染症対策として除菌効果が
期待できる、酸性電解水の無償配布を行っています。

とき	ところ
平日・午前8時30分～午後 5時15分	役場 総合案内横
5月21日(日)・午前10時～ 午後4時	芦屋東公民館、 山鹿公民館

▷配布量 1世帯あたり1リットル程度
▷持ってくるもの ペットボトル容器など
※遮光性の容器が適しています。
▷保管方法など 容器に必ず日付けと酸性電解水
と明記し、紫外線が当たらない涼しい場所で保
管してください。
飲用できません。子どもが誤飲しないよう管
理してください。
▷使用方法 除菌したい場所の汚れを落としてか
ら使用する。酸性電解水を布巾など
に十分に含ませて拭くなど。
※詳しくは、ホームページを見てくだ
さい。
▷問い合わせ 庶務係(☎223・3572)



マイナンバーカードの 休日・夜間窓口を開設します

平日役場開庁時に、マイナ
ンバーカードの受け取りや
申請ができない人のために、
次の日程で休日・夜間窓口
を開設します。この機会に
マイナンバーカードを持っ
てみませんか。



※急きょ中止になる場合は、ホームページに掲載
します。

▷とき 【休日窓口】5月13日(土)、28日(日)・午
前8時30分～正午
【夜間窓口】5月18日(月)、24日(月)、29日(日)・
午後5時15分～7時30分
▷ところ 住民課窓口
▷持ってくるもの

【申請】申請書(ない場合は役場で交付)、申請
書貼付写真(ない場合は、申請時に無料で撮影)、
通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カー
ド(持っている人のみ)

【受け取り】交付通知書、通知カード、本人確
認書類、住民基本台帳カード(持っている人のみ)
※本人確認書類は、公的機関が発行した免許証な
どの顔写真付きは1点、健康保険証などの顔写
真がないものは2点必要です。

※手続きは本人のみできます。
※マイナポイントの申し込み支援
や証明書の発行、転入・転出
の異動の受け付けなどは行い
ません。

▷問い合わせ 住民係(☎223・3531)



マイナンバー休日・
夜間窓口ホームページ

- ▽持参 はさみ、カッター
- ▽申し込み 5月2日(木)～26日(金)・午前9時～午後5時に、中央公民館(☎2222・1681)へ
- ※月曜日は休館です。

芦屋東公民館講座

「小筆教室」

- 小筆や筆ペンを使って、暑中見舞いや祝儀袋などの表書きを学びます。
- ▽とき 6月4日(日)・午前10時～正午
- ▽ところ 芦屋東公民館
- ▽講師 徳山忍さん
- ▽対象 町内に住んでいるか、勤務している人
- ▽定員 14人(事前申し込み先着順)
- ▽参加費 無料
- ▽持ってくるもの 小筆または筆ペン(硯は、公民館で準備します)
- ▽申し込み 5月10日(木)～26日(金)・午前8時30分～午後5時に、芦屋東公民館(☎2222・1981)へ
- ※月曜日は休館です。

中央公民館講座

- 「幕末維新史再発見Ⅳ」大政奉還と坂本龍馬」
- 2回連続講座の第2回。武力討幕の勢いが増す中、内戦を回避さ

せるべく土佐藩は將軍徳川慶喜に大政奉還を建言し、公議政体(こうぎせいたい)が現実化しました。その立役者は坂本龍馬とされています。幕末政争史の後半を、史料をもとに解き明かします。

- ▽とき 5月21日(日)・午前10時～正午
- ▽ところ 中央公民館2階
- ▽講師 一坂太郎さん(萩博物館特別学芸員)
- ▽定員 40人(事前申し込み先着順)
- ▽申し込み 午前9時～午後5時に電話で中央公民館(☎2222・1681)へ
- ※月曜日は休館です。

芦屋釜の里イベント情報

- ①春季企画展「釜づくりの技」芦屋釜ができるまで」
- 芦屋釜がどのように造られるのか、製作技術にスポットを当てた企画展を行います。技術を駆使して造られた釜の見どころも紹介します。
- ▽とき 4月29日(木)～6月25日(日)
- ▽ところ 芦屋釜の里資料室
- ▽入館料 高校生以上200円
- ②春季企画展ギャラリートーク
- 学芸員による春季企画展のギャラリートークを行います。

- ▽とき 5月13日(日)・午前10時30分～11時30分

- ▽ところ 芦屋釜の里図書室・資料室
- ▽定員 15人(当日申し込み先着順)
- ▽入館料 高校生以上200円

③開園記念茶会

春うらかな5月に芦屋釜の里開園記念茶会を行います。誰でも楽しめる茶会ですので、気軽に参加してください。

- ▽とき・内容 5月3日(日)煎茶(小笠原流)、4日(日)薄茶(表千家)、5日(日)薄茶(裏千家)。
- いずれも午前10時～午後3時
- ▽ところ 芦屋釜の里大茶室
- ▽参加費 高校生以上500円(入館料とお茶代)、中学生300円、小学生以下200円(お茶代)



- ④茶道ミニ講座「茶花を生ける」
- 季節の茶花の生け方を学ぶ講座です。
- ▽とき 5月7日(日)・午前10時～11時30分
- ▽ところ 芦屋釜の里大茶室
- ▽対象 中学生以上
- ▽定員 8人(事前申し込み先着順)
- ▽参加費 高校生以上500円(入館料と材料費)、中学生300円

(材料費)

- ▽申し込み 4月23日(日)～30日(日)・午前9時～午後5時に芦屋釜の里(☎2223・5881)へ

【共通項目】

- ▽問い合わせ 芦屋釜の里(☎223・5881)
- ※月曜日は休館です。

出前講座を利用してみませんか

- 講座メニューの中から皆さんが聞きたい内容を選んでください。町の職員が話を届けます。
- 講座メニューは4月から新しくなっていますので利用してください。
- ▽メニュー配布場所 役場2階企画政策課窓口、中央・芦屋東・山鹿公民館、町民会館
- ▽対象 原則として町内に在住、在勤する5人以上の団体やグループ
- ▽申し込み 開催日の20日前までに広報情報係(☎2223・3569)へ申込書を提出
- 詳しい内容は町ホームページを見てください。

